

調査対象及び調査事項

映画館について

1. 調査対象

映画館の調査対象は、映画上映を主たる業務として営む事業所(映画館)で、映画配給会社と一定期間上映契約を結び映画の配給を受け、定期的又は継続的に映画興行を行う常設館である。

※ 常設館とは映画興行を行うために映写設備、客席等を保有し、常時設けてある建物又は施設をいう。

シネマコンプレックスなど、切符売り場、入場口を集約し、一つの建物(施設)の内部を区切り複数のスクリーンを設置し、複数の映画を上映する映画館は、一事業所として調査を行った。

また、映画興行を行うほか、演劇、演芸などを同時に行っているものを含む。

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

- ① 上映場所が一定していない映画興行(体育館、野球場、ホール、会議室等を借り切って上映する興行形態や演劇、演芸等の合間に不定期に上映する興行形態等)
- ② 鑑賞者から料金を徴収しない映画興行(試写会、〇〇会社主催の映画興行等)など

2. 調査事項

(1) **事業所数**は、調査結果(令和2年6月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社、支店又は営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社、本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社、本店の統括を受けている支社、支店、営業所などの事業所。また、映画館を共同経営し、その運営をしている事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「**該当事業所数**」で表記している。

(2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社、本店がある外国の会社、映画館を共同経営し、その運営をしている事業所を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営を含む。)

(3) **資本金額(又は出資金額)**は令和2年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **従業者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

① **従業者数**とは、事業所に所属している人で、当該業務(映画館業務をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所の業務に従事している人。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。

- b 「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与の支払いを受けている人。
- c 常用雇用者とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和2年6月1日現在も雇用されている人」をいい、「正社員・正職員としている人」、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に区分される。
- ・「正社員・正職員としている人」とは、「常用雇用者」のうち、「正社員・正職員」として処遇している人。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、1週間の所定労働時間で働いている人。
 - ・「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。(契約社員も含む。)
 - ・「就業時間換算雇用者数」とは、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。
- d 「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は、日々雇用されている人。

イ「総計のうち別経営の事業所に派遣している人」とは、事業所の従業者(2.(4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。

②「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人。

(5) **事業従事者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

① **事業従事者数**とは、事業所の従業者(2.(4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

② **映画館業務の事業従事者数**は、映画館業務に従事する、下記のような事業従事者数をいう。

ア「**管理・営業部門**」:一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人。

イ「**出札・案内**」:切符売場、場内案内などの業務に従事する人。

ウ「**映写**」:映写業務に従事する人。

エ「**その他**」:施設の管理・運営、警備など上記以外の業務に従事する人。

(6) **年間売上高**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び映画館業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

「映画館業務」は映画館入場料収入であり、パンフレット等の物品販売、飲食物の提供による収入は含まない。

なお、本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

(7) **入場者数及び公開本数**

①「**入場者数**」は、「邦画」、「洋画」の入場者数。また、「アニメーション」の入場者数は、「邦画」、「洋画」のそれぞれの内数である。

②「**公開本数**」は、「邦画」と「洋画」の上映タイトル数。また、「アニメーション」の上映タイトル数は、「邦画」、「洋画」のそれぞれの内数である。

※「邦画」、「洋画」、「アニメーション」の説明は以下のとおり。

ア「**邦画**」とは、日本の映画制作・配給会社が制作し配給元となった映画。

イ「**洋画**」とは、外国の映画制作・配給会社が制作し配給元となった映画。

ウ「**アニメーション**」とは、セル画、コンピュータ・グラフィックスなどにより制作した動画(映画)。

(8) 施設

①「**座席数**」とは、形式、大小を問わず、同一建物・施設内に設置している稼働スクリーンに併設している稼働座席の数。

②「**スクリーン数**」とは、同一建物・施設内に設置している稼働スクリーンの数。

ア「**デジタルスクリーン**」とは、デジタル映画(フィルムを用いず、デジタルで記録された映像情報をプロジェクターで上映する映画)を上映するスクリーン。

イ「**その他のスクリーン**」とは、フィルム映写用スクリーンなど、デジタルスクリーン以外のもの。

(9) **系列・立地環境等**は、映画館の系列、映画館の公開形式及び、映画館の立地環境のこと。

①「**映画館の系列**」

ア「**映画制作配給会社直営**」とは、映画制作配給会社が自ら経営している会社の映画館。

イ「**映画制作配給会社系列**」とは、映画制作配給会社から出資を受けて経営している会社の映画館。

ウ「**独立興行会社経営**」とは、映画制作配給会社等の系列に加わらず、独立して経営している会社の映画館。

エ「**外資系列**」とは、外国企業による出資比率等が「**三分之一を超える**」会社が経営している映画館。

オ「**他産業経営**」とは、映画制作・配給、映画興行以外の事業を主として営む会社が経営している会社の映画館(遊園地経営会社や私鉄会社の事業の一部として行う映画館)。

カ「**その他**」とは、上記以外の映画館又は会社以外の法人団体・個人経営の映画館など。

②「**映画館の公開形態**」

ア「**シネマコンプレックス**」とは、一つの建物・施設で複数のスクリーン(6以上)を設置し、かつ、入場券売場、入口、ロビー・売店、映写室等を集約化して共有する複合型映画館。

イ「**その他(単独館を含む。)**」とは、単独館、単独館が複数ある施設など、シネマコンプレックスに該当しない映画館。

③「**立地環境**」

〈**立地**〉

ア「**駅周辺型**」とは、鉄道駅周辺に立地する映画館(原則として、地下鉄駅、路面電車の駅周辺は除く。)

イ「**市街地型**」とは、都市の中心部(駅周辺を除く)にある繁華街やオフィス街に立地する映画館。

ウ「**ロードサイド型**」とは、国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線に立地している映画館(ただし、都市の中心にあるものは「**市街地型**」に区分する。)

エ「**その他**」とは、郊外のショッピングセンターに併設されているものなど、上記に該当しない映画館。

〈**併設施設**〉

ア「**複合施設型(ショッピングセンター中心)**」とは、ショッピングセンター中心の複合施設にある映画館。

イ「**複合施設型(レジャー施設中心)**」とは、レジャー施設中心の複合施設にある映画館。

ウ「**その他(該当なしを含む。)**」とは、上記以外の映画館。

④「**開設年**」は、その施設で上映業務を始めた年を開設年とする(合併等により経営主体が変わった年ではない)。